

平成20年第4回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成20年12月19日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（21名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永涉
7番 篠原啓治	8番 吉田正
10番 木村松雄	11番 阿部雅志
12番 岩本雅雄	13番 稲井隆伸
14番 武田 矯	15番 月岡永治
16番 三木康弘	17番 香西和好
18番 出口治男	19番 原田定信
20番 三浦三一	21番 稲岡正一
22番 吉川精二	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

12番 岩本雅雄	13番 稲井隆伸
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	副市長 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 八坂 和男	市民部長 吉岡 聖司
健康福祉部長 秋山 一幸	産業建設部長 岩脇 正治
教育次長 森口 純司	総務部次長 田村 豊
市民部次長 岡島 義広	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 富澤 公一	吉野支所長 西岡 司
土成支所長 佐藤 吉子	市場支所長 池光 博
財政課長 遠度 重雄	水道課長 森本 浩幸
農業委員会局長 大西 利夫	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局長補佐 友 行 仁 美

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

- 日程第 1 議案第 76 号 平成 20 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 議案第 77 号 平成 20 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 議案第 78 号 平成 20 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 4 議案第 79 号 平成 20 年度阿波市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 80 号 阿波市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 81 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 82 号 阿波市土成中央ゲートボール場設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 83 号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
(委員長報告・質疑・採決)
- 日程第 9 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 10 発議第 8 号 国民健康保険に係る国庫負担割合の拡大及び国民健康保険財政への支援に関する意見書の提出について
- 日程第 11 議員派遣の件
- 日程第 12 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（稲岡正一君） ただいまの出席議員数は21名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第76号 平成20年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

日程第2 議案第77号 平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第3 議案第78号 平成20年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第4 議案第79号 平成20年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第80号 阿波市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

日程第6 議案第81号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 議案第82号 阿波市土成中央ゲートボール場設置及び管理に関する条例の制定について

日程第8 議案第83号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（稲岡正一君） 日程第1、議案第76号から日程第8、議案第83号までを議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めたいと思います。

総務常任委員長江澤信明君。

○総務常任委員長（江澤信明君） おはようございます。

それでは、平成20年阿波市第4回定例会総務常任委員会の審査経過とその結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る12月12日会議を開き、付託されました補正予算2件、条例の改正3件につきまして慎重に審議を行い、その結果、提出議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第77号、第80号、第81号については、全会一致での可決であります。

次に、審査の経過であります。その内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

まず、議案第76号平成20年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についての所管部分であります。委員より、21名の退職ということで負担金が計上されているが、これに伴う新たな職員の採用を行わず、臨時職員や嘱託職員とかで対応するのではないかとと思うが、職員採用等の考えはどうかとの質疑があり、理事者から、今年度末で職員の退職21名を予定している。来年の4月1日の採用は予定をしていない。職員については非常に多くの人員が減るので、来年の4月1日の異動に向けて一部機構改革も検討しながら、一般事務については対応していきたい。出先機関の幼稚園、保育所については正規職員が退職した場合にそのかわりが必要になるので、現業職場等については臨時職員を雇うことで対応していきたいとの答弁でした。

次に、委員より、廃止路線代替バス事業についての質疑があり、理事者から、廃止路線バスについてはもともとの発端は徳島バス交通が廃止され、そのかわりに市場交通にお願いして始まっている事業であり、現在4路線、市場学線、市場二俣境目線、市場二俣線、市場大俣土柱線の4系統がある。その中の利用者数は年々減っており、市場交通にも経常損益はかなり出ている。阿波市としても、乗車しているほとんどがお年寄りのため、対策ということで補助しているが、これについては検討委員会等で市場交通とも協議をさせてもらい、路線の変更等を検討していきたい。また、県のほうから補助金をいただいているが、県の財政が厳しくなり、年々下がっている。これについても、これからバスを全部走らせても、代替バスの生活交通については赤字が続いているので、これをどう解消していくかがこれからの問題だと思うと答弁でありました。

次に、議案第83号阿波市国民健康保険条例の一部改正について、委員より、出産一時金に加算される3万円という部分は何で決まっているのかという質疑があり、理事者から、平成21年1月1日から産科医療補償制度が始まる。安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩にかかわる医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済性負担を速やかに補償する制度で、その保険料の掛金が1分娩当たり3万円となっており、それを個人が負担するので、その部分を公費で支払いするとの答弁でした。

次に、付託案件の審査終了後に、篠原委員より、国民健康保険にかかわる国庫負担割合の拡大及び国民健康保険財政への支援に関する意見書の提出について、意見書案が提出さ

れ、総務委員会として審議しました結果、12月19日に議員発議として提案することに決定いたしました。

以上、総務常任委員会における審査結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 以上で総務常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めたいと思います。

阿部雅志君。

○文教厚生常任委員長（阿部雅志君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る12月15日会議を開き、付託されました補正予算2件、条例の制定1件について審査いたしました結果、付託案件についてすべて原案のとおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、審査の経過の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

まず、議案第76号平成20年度阿波市一般会計補正予算（第3号）所管部分についてですが、委員より、学校管理費の中で燃料費の補正が出ている学校と出していない学校がある、各学校ごとに計上していないのはどうしてか、また燃料は何に使う燃料なのか、修繕費も同じで、金額の多少はあるにしても、各校から出てくるのが本来ではないのかと質疑があり、学校関係では、小学校管理費の燃料費が10万円は大俣小学校及び伊沢小学校のスクールバスのガソリン代と伊沢小学校の灯油です。燃料代は前年度の実績をもとにして予算要求するが、今回出していないところは、予定どおりの燃料の支出ということで出していない。平成20年度の予算編成時から比べて、今年度途中灯油の値上がり等があり、伊沢小学校については予想以上の燃料代がかかったということで計上している。阿波中学校は、灯油とガス代が燃料費の中に含まれている。修繕費についても、各小学校には基本額

として23万円の学校で賄えるごく簡易な修繕費を当初に組んでおり、今回出ていないところは、この23万円の範囲内でやっている。今回修繕が出ているのは、その基本額で賄い切れない修繕箇所が発生したため、今回補正をお願いしているとの答弁でした。

委員より、御所小学校の備品購入の内容について質疑があり、この御所小学校の備品購入については、21年度に入学する新入生が40人程度と見込まれ、来年の1年生が2学級になることはほぼ確定をしているので、現在普通教室が1部屋不足し、今年度中に普通教室に変更可能な多目的の部屋を4月から普通教室と使用するために必要な備品を購入するための補正ですとの答弁でした。

また、委員より、学校施設耐震診断委託料が計上されているが、2次診断についてどこが終わって、今後どういう予定になっているのかと質疑があり、今までに終わっているのは土成中学校、今年度診断予定は市場中学校、土成小学校、久勝小学校、林小学校ですとの答弁でした。

次に、議案第78号平成20年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、委員より、介護特定高齢者施策事業費の備品購入費の100万円で、介護保険特別会計の中で公用車を買うのか、ほかの軽自動車もあるが、この買った後の市全体の台数のある公用車の中でどう管理していくのかと質疑があり、特定高齢施策ということで、地域包括支援センターの方が介護認定をするため、介護の必要な方、要支援の方を訪問調査、またその人がどんなサービスを受けるかということ計画支援をするために、家のほうに聞き取り調査等をする、そのときに職員、介護支援員が家庭に訪問するための一般車両の軽乗用車の購入です。公用車の管理は防災対策課のほうで一括管理し、車検、燃料等は各課で維持管理をしているとの答弁でした。

次に、議案第82号阿波市土成中央ゲートボール場設置及び管理に関する条例の制定について、委員より、今まで地域の人が管理し、今度市のほうへ管理が移管されるわけだが、許可をもらったり手続するとき、できるだけ簡単に利用しやすいようにしておくほうがいいのではないかと、また今までかなりの人が管理をしていたと思う。市の管理になるとあれだけの施設なので、トイレ等の問題が起こってくると思う。市が管理を引き受ける以上は、そういう整備も含めて、将来はしないといけないということも考えて、引き受ける以上はするべきでないかと質疑があり、施設、建物自体の所有は市のものであるので、管理ということになると市長になるが、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めているということで、老人のゲートボール場の施設なので、管理そのものは健康福祉

部のほうでしなければならないと思う。また、管理については、今まで地元のゲートボール協会が管理をしていたが、今まで清掃、グラウンドの整備等、いろいろしてくれていた分については、地元のゲートボール協会と協議をして、ボランティアでしてもらえるところについてはボランティアをお願いして、材料代、土代、トイレトーパー等は社会福祉課のほうで予算を計上するようにしていきたいと考えている。また、公平な立場から、市内のゲートボール協会が十二分にそれぞれが利用できるような方法も考え、健康増進も図り、老人また若い人でもゲートボール場が利用できるような方策を推進したいと思っている。トイレについては、今は計画の段階だが、周辺対策事業で、女子トイレ3、男子トイレ1、身障者用1のトイレをつくる計画はしているとの答弁でした。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過について報告をさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

岩本雅雄君。

○産業建設常任委員長（岩本雅雄君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、ただいまから産業建設常任委員会の審査の結果並びに経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る12月15日、全委員出席のもと会議を開き、付託案件の審査をいたしました。案件は、補正予算2件であります。

慎重に審査を行った結果、付託された議案2件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程であります、その内容の主なものについて概要を申し上げます。

まず、議案第76号平成20年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についての所管部分であります、委員より、林業振興費に計上されているバイオトイレの設計監理委託料200万円に関し、金額が高いということはないのか、また阿波市では初めての設置とな

るが、合併浄化槽などで処理する従来のトイレと違い、特別な維持管理経費がかかるといったことはないのかとの質疑があり、理事者より、設計監理委託料については、一昨年に三好市が設置しており、それについてお聞きするなどして、概算で計上させてもらっている。これだけの経費がかからなかった場合は、予算の減額などの対応でお願いしたい。管理は地元でしていただけることになっており、維持管理の経費としては、おがくずの交換費用、電気代、水道代などで、特別なものはないとの答弁でした。

続いて、委員より、農業振興費の県単独地域農業振興対策事業費とくしま強い農林水産事業づくり事業補助金の内容は、また国の地域活性化緊急安心実現総合対策交付金を活用した事業について質疑があり、理事者より、県単独事業の内容は、利子助成が4地区、緊急対策については、JA板野郡土成支所のトマト部会の保温資材の購入に117万4,000円、土成洋蘭生産組合の洋蘭ハウスの保温資材の購入に382万4,000円、JA阿波町のミニトマト部会の保温資材購入に399万1,000円の3カ所となっており、財源はすべて県補助金である。また、国の地域活性化の交付金を活用する事業は2件で、ルネサンス事業の小笠有機資源活用組合の稲わら収穫機の導入に74万5,000円、土成葉たばこ生産組合の乾燥機器の導入に110万円で、計184万5,000円がこの交付金の財源とした支出であるとの答弁でした。

次に、議案第79号平成20年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。委員より、配水及び給水費の通信運搬費の補正はテレメーターの設置により電話回線使用料が増加したことによるものであるとの説明があったが、テレメーターとはどのようなものか、また本年度における工事の箇所数、延長距離はどのくらいかとの質疑があり、理事者より、テレメーターは、水源地や配水池における異常、配水量などを遠隔操作できる遠隔受信装置であり、土成地区について昨年8月に落雷による被害を受けて工事をした。その当時、平間、西山地区にはテレメーターが入っていなかったため、同時に整備をした。また本年度は、市内12カ所、延長4,100メートルの老朽管布設がえ工事をしており、9月に入札を行ったとの答弁でした。

また、委員より、舗装工事をした後、水道工事で道路をすぐに掘り返すというようなことになると、どう考えても無駄だと思うが、水道課と建設課などは工事の計画などについてお互いに協議をしているのかとの質疑があり、理事者より、建設課としても、水道課とは指名審査委員会などの機会もあるので、事業の計画などについて十分な話し合いをして、水道管の布設がえの後で舗装するというようなことも適時協議はしているとの答弁で



した。

続いて、委員より、営業収益に計上されている検査手数料とは、具体的にどのようなものか、また取水施設費の土地購入費300万円について、土地の所在地、面積、単価はどの質疑があり、理事者より、検査手数料は本市の給水条例で定められた手数料で、家屋の新築により水道の新設などの場合に、給水装置、配水管から家庭のメーターまでの接続について設計及び竣工検査、水圧検査などの手数料として1件当たり3,000円を徴収することになっている。また、市場水源予定地の土地購入費については、土地の所在地は市場町大野島字江ノ島9番2、地目は田、面積は514平方メートルを予定しており、単価については、現在不動産鑑定にかけており、概算での計上をお願いしているとの答弁でした。

以上、産業建設常任委員会における審査の報告とさせていただきます。その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上であります。

○議長（稲岡正一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

これより討論に入りますが、討論通告書が提出されておられませんので、討論をなしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第76号平成20年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について採決をいたします。

各常任委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採

決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号平成20年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号平成20年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

委員長の報告は可決でございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号阿波市認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてから議案第83号阿波市国民健康保険条例の一部改正についてまでの計4件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号から議案第83号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲岡正一君） 日程第9、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ

とについてを議題といたします。

市長の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、諮問第3号についてご説明を申し上げます。

諮問第3号につきましては、人権擁護委員の推薦について意見を求めることとさせていただきます。

現在の人権擁護委員が、健康上の理由もございまして、今任期をもって退任をしたいというお申し出がございました。たびたび慰留をいたしましたけれども、健康上の理由ということでやむを得ないということで、受理をいたすことに決定をいたしました。

そして、後任といたしまして、お手元にお配りしておりますように、阿波市市場町伊月字御幸ノ北26番地1、吉本利美さん、この方は、昭和22年8月9日生まれでございます。この方は、市場町におきまして長らく民生児童委員として活躍され、その民生児童委員の中でも副総務としてのご経験もございます。これらの問題につきましては、特に理解も深うございますので、適任者と思ひましてご推薦をいたしました次第でございます。

ご審議の上、皆様方のご同意をよろしくお願い申し上げます。

なお、この人権擁護委員は、法務大臣のほうに推薦をしなければなりませんので、あらかじめ本日の議会にご提案をしたわけでございます。よろしくご承認を賜りますようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

日程第10 発議第8号 国民健康保険に係る国庫負担割合の拡大及び国民健康保険

## 財政への支援に関する意見書の提出について

○議長（稲岡正一君） 日程第10、発議第8号国民健康保険に係る国庫負担割合の拡大及び国民健康保険財政への支援に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 発議第8号議員提案ということで、国民健康保険に係る国庫負担割合の拡大及び国民健康保険財政への支援に関する意見書の提出についての説明をさせていただきます。

その前に、次年度より阿波市の国民健康保険税が11%以上値上げになるということで、非常に市民の方々にご負担をいただくということで、国のほうに意見書を出したいということで、総務委員会に相談をいたしましたところ、江澤委員長初め、吉川委員、三浦委員、原田定信委員、出口委員、木村委員、それと稲岡議長、稲井副議長の賛同を得まして、ここに提出をさせていただくことに心より感謝を申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

国民健康保険に係る国庫負担割合の拡大及び国民健康保険財政への支援に関する意見書（案）。

地方公共団体が運営している国民健康保険特別会計は、増加の一途をたどる保険給付費により、健全財政を維持することが困難な状況となっている。このため、各地方公共団体は、英知を結集し、制度の維持を図るため、さまざまな改善策に取り組んでいる。しかし、国民健康保険特別会計を取り巻く環境は厳しさを増し、被保険者の保険税（料）の増額によって乗り切っているのが実情である。国民健康保険加入者は、年金受給者、自営業者、農業従事者など低所得者が比較的多く、この対処ももはや限界に近い状況にある。

国民健康保険財政の安定化は重要な課題であり、現在国において医療保険制度の抜本改革が検討されている中で、市町村財政に配慮した慎重な検討が求められる。よって、国においては、市町村及び被保険者の負担に頼ることなく、国庫負担の引き上げ、国の責任による保険税の統一的な減免制度の創設と十分な財政措置、事務の広域化や歳出の見直しなどを早期に行うことにより、国民健康保険制度の長期的な安定化が図られることを強く求めるものである。

記。1、現在の定率国庫負担割合を拡大すること。2、保険税（料）収納率による国庫負担の減額措置を廃止すること。3、国民健康保険事業の事務の広域化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、協力要望先が県選出国會議員ということでございます。

1番から詳細に説明をさせていただきます。

皆さんもご存じのように、現在の国民健康保険というのは、国の国庫負担によって成り立っております。しかし、国の定率負担割合が、平成17年には100分の40で国庫負担率で決まっておりました。しかしながら、平成17年に国が100分の34というふうに、6%削減をしましてまいりました。しかしながら、平成17年においては、急激な激変を緩和するというので、100分の36ということでございますけれども、今の国民健康保険を考えるには、少なくとも100分の40に戻す、そしてまたもっと国庫の負担率を上げていただくように我々は努力しなければ、国民健康保険というものが破綻をするのではないかなと思います。

2番目の保険税の収納率による国庫負担の減額措置でございますけれども、ご存じのように、本年度は阿波市職員の方々が皆さん頑張ってください、92%以上という部分をクリアをしていただきまして、減免の部分がなくなりました。しかしながら、19年度の交付金は、現年度分の税込、パーセンテージでございますね、現年度分。しかし、政府は、今後はこれを過年度分にもすると、滞納繰越分に対してもパーセンテージを掛けてくるというような方向性で進んでいるみたいでございます。

それともう一つは、今年の資料の中にあるように、国保加入者が75歳以上の後期高齢者医療保険のほうに脱退をさせられております。その結果、阿波市は、今国保加入者が、平成20年度で1万400人になっております。これが、次年度で1万人を割りますと、この92%という修正率が変わります。これ93%になります、国の法律で。これをやはり93%をクリアをしまして、この不景気の中税込が減ってくるわけですから、この93%というのを維持する、収納率をクリアするというのは、非常に無理な話でないかなと思います。

それと、何ゆえに減額措置をなくするように要望するかと言うと、そもそも普通調整交付金という部分に関しましては、市町村間の産業とか、住民の所得とか、家族構成によっていろいろ税込が変わってくるわけです。その部分を補うために、格差をなくするために、普通調整交付金っていうものは、ちゃんと法で定められているわけです。その格差をなくする負担金を修正率で減額を阻止するということは本末転倒で、もともとの格差をな

くする部分っていうのを、これをクリアできないわけです。ですので、もし罰則規定を設けるのであれば、各自治体が条例なり何なりで、ペナルティーを各自治体が決め科すというのが、僕は筋でないかなと思います。ですので、2番目の減額措置を廃止ということで要望しております。

それと、3番目の国民健康保険事業の事務の広域化を図るということでございますけども、ご存じのように、後期高齢者医療というのが何ゆえに県下一つになったかという、当然国民健康保険の今のやり方ではもたないということが、後期高齢者医療でも同じように成り立っていくという政府の考えがもとになっております。ですので、広域化をして、事務の効率化をして、そして経費を削減して行って、国庫負担率を一丸となって値上げするように要求をするということで、3番目の国民健康保険事業の事務の広域化ということを国に要望したいと思います。

詳細説明については、以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松永渉君。

○6番（松永 渉君） 議長の許可をいただきましたので、意見書に対して質疑を始めたいと思います。

基本的には、反対ではありません。ただ、内容についてちょっと説明していただきたいというところがあります。

まず、2点目の保険税収納率による国庫負担の減額措置を廃止するということでありますけれども、これについては他の保険の場合天引きされるというような部分もあります。それらの他の保険との整合性をどのように確保されるのか。

それともう一つ、やっぱり保険者の努力という部分があります。保険者の経営能力や事務努力、そこいらの確保をどうされるのか。

3点目には、一番大きなことなんですけれども、健康保険は9割の方が負担して1割が未納だと、仕組み的にあとの1割を9割の人が負担するような仕組みになっております。その場合の保険料の負担の公平性をどう確保されようと考えられているのか、この3点を2点についてはお伺いしたいと思います。

それから、3点目の国民健康保険事業の事務の広域化を図ることということであります

けれども、先ほども言われたとおり、国民健康保険が財政破綻をしている大きな理由は、加入構成にあると僕は思っています。所得が低い、反面で病気に倍かかりやすい人たちが多くいるということが、本来の原因だと思います。そのためには、給料が高くて、病気にかからない、他の保険と一つになることによって一元化されることによって健全化が果たされていくし、なおかつ一元化することによって、このようないろんな保険に対する補助、国からもらえるお金の法的根拠もできてくると思っています。なぜ今回一元化でなしに事務の効率、広域化というふうに踏み切ったのか、その点。

それと、今後期高齢者という話が出ましたけれども、後期高齢者をすることによって、多分被保険者の負担はふえると思います。それから、サービスも追加して思う。なおかつ、じゃあ事務の効率化ができたかという、現時点では不安な要素がいっぱいあります。むしろふえてるんじゃないかなと、私は思っています。さらに、もっと不安要素としては、外部評価とか外部監査がやりにくくなって、特殊法人みたいな、要するに天下り先とか、無駄遣いの温床にならないのか、その点が僕は不安に思っています。これらの点についてどのような考え方を持っておられるのか、答弁をお願いします。

○議長（稲岡正一君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） たくさん質問をしていただきましたので、順次答えていくのに、落ちがございましたら、教えていただきたいと思います。

まず初めに、松永議員が言われておることというのは、結局一元化のほうが広域化よりいいんでないかと。というのは、要するに税の負担とか、それから被保険者に対して公平な負担がちゃんとできるんでないかというご質問だろうと思うんですけども、根本的には、そういうところはなるほどなと思うところなんです。ただ、日本の国というのは法治国家でございまして、国民健康保険っていうものが、要するに法でどういうふうな定義づけをされているかっていうところから入らなければいけないと思います。

そこで、国民健康保険って、この事業について、国は法律で定めております、国民健康保険法というもので定めております。昭和33年の法律第192号でございまして。健康保険などの被用者保険の被保険者及びその被扶養者、生活保護の被保護世帯に属する者等以外の者を対象として、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行う国民健康保険事業ということでございまして。ということは、松永議員言われよるように、一元化をもしする場合であると、国民健康保険法自体をまず初めに改めて、それから今言われよるようなことをすべきであって、国民健康保険法が変わらない限り、まず無理

な話になると思います。だから、持論として言われよることは、非常にいいことです。これから政府も広域化か一元化というところで、多分議論になってくるところだと思うんですけども、それより何より、まず国民健康保険法が改正できるかっていうところが、僕は議論の対象になってくるかなど。そこで、私の個人的な見解として、一元化か広域化と。そら確かに、一元化、よろしいです。でも、一元化にするとなると、要するに根本的な、今言うたように、農業従事者とか、中小企業者とか、それから年金受給者の部分で、結局低所得者の部分を受け入れ先が国民健康保険なわけです。今、松永議員の言われよるように、前提はしかし所得があつて、引き落とし、払える能力がある人がすべて集まるといふことだろうと思うんです。となると、国の政策として、100%の雇用を達成しなければならぬと。議論がほかのところに行ってしまうかもわからぬんですけど、ベースはやはり国の政治がいいか悪いかになってくるんです。だから、保険税をちゃんと払えるだけの所得がある職業につきすこと自体が国の政策であつて、それができないにもかかわらず一元化をして、共済組合とか、それから被用者保険の方々と同じにしたら、当然天引きされよる人が、払っていただいている人のほうから不満が出るのではないかなど。ですので、私は、根本的には、国民健康保険ていうのは、ある程度福祉の部分の意味合いのほうが強くなるんでないかなど、これからは、そういうふうを考えております。ですので、松永議員の言われた質問ていうのは、国民健康保険法をきちつと変えていかないと無理な話になってくるので、答えについては非常に無責任な答弁になるので、その辺は差し控えさせていただきますと思います。

ただ、2番目のペナルティーの部分ですね、この減免。しかし、私、この間ちょっと調べてみました。先ほど言ったように、調整交付金の定義ていうのは、要するに格差がないようにするための交付金なんですよ。その中で、この定義の中で、こういうことがあるのかどうかは知らぬんですけど、保険料徴収割合による減額です。今言うた、普通調整交付金の減額なんやけど、この基準というのがおもしろい。なお、市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合に減額をすと書いてあります。これは、ちゃんとここに明記されております。この部分が、阿波市の職員が不当に収入を確保しなかつたかつていうことになる、この阿波市の職員は非常に頑張って徴収に励んでおりますよ。そこがやはり、この減額をすとすることについて、私は廃止をして、もともと公務員法ていうのは、公務員という方は悪いことをしないを前提につくつて法律でございます。ですので、収納にしても一生懸命頑張るし、徴税についても頑張る。しかし、地域格差を是正す



るための補助金を国がペナルティーを何ゆえに決めなきゃいけないかと。僕は、これは本末転倒もいいことと思います。それだったら、格差を是正するための調整交付金でないと、そんなもん関係ないと。経済状態なり、面積なり、人口で決めて、そのまま支給するから、あなたのところで、これだけ徴収できるのだから削りますよというのならわかる。でも、うたい文句が格差を是正するということですから、私は国がペナルティーを決めるのはそもそもおかしいなと思います。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） よくわかりましたけれども、格差は是正するためという話ですけども、やっぱりすべての健康保険がいろんな順番にできてきました。できやすい部分、要するに収益があって、それで最後に国民健康保険というものが皆保険ということでした。

格差を是正するためと同時に、やっぱりいろいろな保険の制度がありますよね、各保険の。整合性を保つためには、国保っていうものも、やっぱり努力する分を入れとくべきだと思うんです。僕は、さっきの……

（7番篠原啓治君「収納率」と呼ぶ）

いや、収納をしない、するでなしに、やっぱりする努力をして、高いところには余計にという分は、絶対僕は要と思います。

今、経済的に危機状況で、払えない人が物すごく多くなってきているので、逆に僕なんかは、もし要望してほしいんだったら、失業とかやめられた方が国保の場合もらえませんよね、前年度所得に來ます。ただ、ほかの保険制度は、大体去年度の5%なら5%でいいんだけど、国保の場合20%とかという部分がありますよ。その部分のほうの要望がいいんでないかなと、僕はむしろ思います。

なおかつ、今まで努力した人にはこうっていう分を僕は残しといたほうがいいと思います。

それともう一点、国民健康保険法そのものを変えないけないという話だけど、あくまでもこれは国に対しての要望でありますので、その分を変える要望でも何らおかしいとは思いません。

それから、3点目だけでもう少し聞かせてほしいんですけど、さっき言われた広域化することによって、現実に後期高齢者がなっているが、やっぱり負担増し、サービス低下、な

おかつ事務事業費もというような問題も出ると思うんですけど、その点についてはどのように考えられておりますか。

○議長（稲岡正一君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 政府の広域化についての意見書が出ております。その中で、やはり今松永議員がひょっとしてほんまにそういうことができるのかっていう効率化を言っております。しかし、まるっきり反対でございます。行政コストの縮減です。保険者に対しては、統一した運営を目指し、システムの統一を行うことによって、制度改正時のシステム修正や保守管理費の縮減、共用可能な各種伝票類、印刷類の経費が減少するということをやっております。それと、構成団体職員の経費の削減、レセプト審査等国保業務を一カ所で行うことによって、職員経費の削減を行いますと。4番目に、事務処理の統一・一元化、トラブルの防止ということで、国保事業は国保制度を維持していくために年々複雑化していております。事務処理の統一・一元化により、担当者交代による事務の一時的な停滞やトラブル等を防ぐとともに、事務処理を効率化して、国保制度の安定した運営が可能となるということがメリットということでございます。今、松永議員言われよるように、その部分を政府の求めている部分は、すべてクリアできるという答えが出ております。

○議長（稲岡正一君） 松永渉君。

○6番（松永 渉君） 今政府の答申を言うていただいたんで、僕は不安がないかって、本人の投げ方を聞いたかったんですけど。本当に世界的な経済危機で、今国保破綻状態にありますので、僕自身は本当に時を得た、いい意見書だなと思っています。それで、議員活動としてもすばらしいことだと思いますので、頑張ってください。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 篠原議員、お席へどうぞ。

（7番篠原啓治君「皆さん、ありがとうございました」と呼ぶ）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第8号国民健康保険に係る国庫負担割合の拡大及び国民健康保険財政への支援に関する意見書の提出についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議員派遣の件

○議長（稲岡正一君） 次に、日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第159条の規定に基づき、お手元に配付しておりますとおりに派遣いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

なお、この内容については、軽微な変更が生じた場合、その対応は議長に一任させていただきたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたします。

~~~~~

### 日程第12 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（稲岡正一君） 日程第12、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、市長からごあいさつがございます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、議長の許可をいただきましたので、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつを申し上げます。

ただその前に、ただいま議員発議によりまして、国民健康保険についての意見書提出ということで、私は実にタイムリーな意見書だと感動いたしております。今後、私もあらゆる機会を通じましてこの早期実現に向かっていろいろ関係機関にも要望してまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましても、特別のご協力をお願い申し上げます。

それでは、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつを申します。

本定例会は、12月2日に開会以来、本日まで18日間の長きにわたり開催されてまいりました。今議会に提案いたしました議案につきましては、慎重にご審議の上、全議案原案どおりご決議いただきまして本当にありがとうございました。

本議会において賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の市政運営に十分反映をしてまいりたいと考えております。また、本日の午後に副市長をチーフといたしまして、経済対策についての相談窓口をつくる、これについて詳細にわたっての打ち合わせをして、きょう午後決定をする予定でございます。またそのことにつきましても、ご提案いただきました議員にもお礼を申し上げます。少し遅くなりましたけれども、非常に幅も広がりますので、それらを万全を期すために、慎重に取り扱いをいたしまして、そのような経過になってきたわけでございます。そういうことで、職員側も現在の厳しい社会情勢に対応してまいりたいというふうに決意も新たにいたしております。今後とも、相変わらずご指導のほどをお願い申し上げます。

さて、本年も残すところあと10日余りとなりまして、これから年末年始の慌ただしい時期となってまいりますが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになられることを心からお祈り申し上げますとともに、市勢発展のため、なお一層ご活躍されますことをお願い申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつかたがたお礼といたします。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（稲岡正一君） これで本日の会議を閉じます。

平成20年第4回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員